

函館市老人クラブ運営要領

1 目的

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

2 組織

- (1) 会員の年齢はおおむね60歳以上とする。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。
- (2) 会員はクラブ活動が円滑に行われる程度の地域に居住するものとする。
- (3) 会員数は、おおむね30人以上とする。ただし、地理的条件（山間部、海岸部で世帯が少ないなど）、その他特別の事情がある場合はこの限りではない。
- (4) 老人クラブに会員の互選による代表者1人をおくとともに必要に応じて役員をおくことができるものとする。

3 運営

- (1) 老人クラブの運営は、会員により、自主的に行われるものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。
- (3) 老人クラブの適正な運営、維持に必要な事項についての老人クラブ会則を定めるものとする。

4 活動

- (1) 老人クラブは、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動、その他の社会活動を総合的に実施するものとする。
- (2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

5 経理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月21日から施行する。